

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財務監査及び行政監査

健康福祉局（高齢福祉部関連事務に限る。高齢福祉部関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課を対象として実施した。なお、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、区役所のうち保健福祉センター保健管理課、健康安全課及び保健予防課については対象から除外した。

区 分	監 査 実 施 課 名	
健康福祉局	高齢福祉部	高齢福祉課、地域ケア推進課、介護保険課
区役所 (千種区、東区、 西区、熱田区、 名東区、天白区)	保健福祉センター福祉部	民生子ども課、福祉課
	支所	山田支所区民福祉課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者及び健康福祉局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市天神山福祉会館	社会福祉法人名古屋市西区 社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日
名古屋市中川福祉会館	こどもNPO・介護サービ スさくらコンソーシアム	
名古屋市港福祉会館	港区社協・名古屋おやこコ ンソーシアム	
名古屋市鯉城学園	社会福祉法人名古屋市社会 福祉協議会	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市総合社会福祉会館		平成29年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 高齢者福祉に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (2) 委託事業及び補助事業が効率的かつ効果的に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか
- (4) 内部統制が十分に機能しているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、健康福祉局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) シルバーハウジング生活援助員派遣事業利用者負担金の債権管理について (収入事務)

本市では、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅とライフサポートアドバイザー（以下「生活援助員」という。）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世話付住宅（以下「シルバーハウジング」という。）の供給事業を実施している。シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱によると、シルバーハウジングに入居しようとする者は、生活援助員の派遣に要する費用を負担すること等に対する同意書を提出し、毎月利用料を負担しなければならないとされている。

シルバーハウジング生活援助員派遣事業利用者負担金に係る債権の管理状況について調査したところ、履行期限が経過して未納となっているものについて、文書による催告は年に数回実施しているものの、名古屋市債権管理条例等に定められた期限を指定した督促状の発付を実施していなかった。

地域ケア推進課においては、督促状の発付を確実に実施し、適正な債権管理を行われたい。
(地域ケア推進課)

(2) 日常生活用具給付事業の見直しについて（支出事務）

本市では、在宅の高齢者の日常生活の安全を確保するため、電磁調理器等の日常生活用具を給付する事業を行っている。名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱によると、用具の給付を受けようとする者は、名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱により登録された業者（以下「取扱業者」という。）から収受した見積書を添付した申込書を市長に提出し、給付の決定とともに発行された給付券を取扱業者に渡し用具の給付を受けるとされている。その際、生活保護の被保護世帯等を除いた者については、用具ごとに定められた限度額又は用具の価格のいずれか低い額の10／100に相当する額を負担するとされている。また、電磁調理器の限度額は平成21年度に20,000円に変更されているが、この金額は当時における取扱業者の販売価格を平均して設定されたも

のである。

日常生活用具給付事業における電磁調理器の給付実績について調査したところ、過去 3年の給付実績は表 1のとおりで、令和 2年度は 600件以上の給付があり、当初予算額を超える実績金額となっていた。

表 1 電磁調理器の給付実績

年度	当初予算		実績	
	金額	件数	金額	件数
平成30年度	10,044,000円	607件	7,040,910円	434件
令和元年度	9,567,000円	580件	6,996,204円	429件
令和 2年度	8,100,000円	485件	10,622,734円	626件

また、今回の監査対象区において最も給付件数の多かった同一製品に係る販売価格は、表 2のとおり取扱業者によって大きな開きがあり、全体の給付件数の半数以上が限度額に近い19,001円～20,000円の販売価格となっていた。この要因の一つとして、取扱業者が限度額ありきで販売価格を設定できることが考えられるが、平成21年度以降、高齢福祉課では給付方法や限度額について経済性の観点からの検討を実施していなかった。

表 2 同一製品に係る販売価格帯ごとの取扱業者数及び給付件数

販売価格帯	取扱業者数	給付件数
19,001円～20,000円	7	64件
18,001円～19,000円	0	0件
17,001円～18,000円	1	1件
16,001円～17,000円	15	33件
15,001円～16,000円	5	10件
14,001円～15,000円	5	7件
13,001円～14,000円	2	2件
計	35	117件

(注) 同一の取扱業者であっても、給付事例によって販売価格が異なる場合は別の取扱業者として記載した。

高齢福祉課においては、限られた予算の中でより充実した事業を実施できるよう、他都市の事業内容等も調査した上で、より経済的な給付方法等を検討されたい。

（高齢福祉課）

(3) 名古屋市老人クラブ運営補助金について （支出事務）

各区福祉課では、名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、老人クラブが実施する社会奉仕活動等の事業を対象として、補助金を交付する事務を行っている。

要綱によると、老人クラブは、交付申請書を提出して概算払で補助金の交付を受けた後、当該年度終了後20日以内に精算報告書を提出しなければならない、各区福祉課は精算報告書を審査して補助金の交付額を確定し、既に交付した金額が確定した額を超えている場合はその差額を返還させることとされている。

また、「老人クラブ運営補助金事務の手引き」（以下「手引き」という。）には、友愛活動や敬老会等の活動や消耗品の購入費等が補助対象となる活動及び経費として例示されている。

名古屋市老人クラブ運営補助金の交付事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 交付申請に係る事務

(ア) 補助対象外事業が含まれていたもの

(イ) 手引きで示された上限額（茶菓代は 1人 200円まで等）を超える経費が含まれていたもの

イ 精算報告に係る事務

(ア) 補助対象外事業が含まれていたもの

(イ) 手引きで示された上限額を超える経費が含まれていたもの

(ウ) 通信連絡費について実費ではない定額が計上されていたもの

(エ) 補助対象事業の行事名や参加人数等の記載がない、又は誤っていたもの

東区、西区、熱田区、名東区及び天白区福祉課においては、適正な補助金交付事務に努めるとともに、当該事例について精算報告書等を再確認した上で、補助金精算額に誤りがあった事例については対象の老人クラブに対して差額の返還を求められたい。

(東区福祉課、西区福祉課、熱田区福祉課、名東区福祉課、天白区福祉課)

(4) 支出命令事務について（支出事務）

本市では、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働しており、これまで支出命令者等に紙の原本を送付していた請求書等の関係書類について、電子情報化して送付することとなった。

名東区福祉課における支出事務について調査したところ、見積書の日付等を、修正テープを用いて修正を行った後、スキャンして電子情報を作成している事例が散見された。また、修正テープを用いて見積書、納品書及び請求書の日付を翌年度の日付に修正している事例が見受けられ、その修正の経緯について確認したところ、令和 2年度に使用する物品について、誤って令和元年度に購入してしまったため、日付の修正を行ったとのことであった。

財務会計総合システムの再構築により電子決裁による事務の効率化等を図る一方で、直近では令和 3年 5月18日に公表した教育委員会に対する監査結果等において繰り返し指摘しているように、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、紙決裁に比較して視覚的チェックが機能しにくいというリスクがある。また、前年度に納品された物品について、その翌年度のものとして購入の決裁及び支出手続を行うことは、会計年度独立の原則について定めた地方自治法の規定に反するものである。

名東区福祉課においては、職員の法令遵守を徹底し、適正な会計事務を行われたい。また、上司等による確認体制を強化するなど組織的な再発防止策を講じられたい。

(名東区福祉課)

(5) 貸付備品の廃棄について（財産管理事務）

本市が指定管理者等に貸し付けた備品の管理については、貸付備品の管理に関する事務取扱要項（以下「貸付備品要項」という。）にその手続が定められており、不用備品を指定管理者等が廃棄するときは、指定管理者等から写真その他の証拠を添えた証明書を提出させること等により、廃棄したことを確認すると規定されている。

地域包括支援センターの運営事業等の委託契約において、本市が受託業者に

貸し付けた備品の管理状況について調査したところ、地域ケア推進課では、委託先で令和 3年 7月から 8月にかけて廃棄された貸付備品について、写真その他の証拠を添えた証明書の提出を受けておらず、実際に廃棄したことを確認していなかった。これは、令和 3年 2月 9日に貸付備品要項が改正され、貸付備品の廃棄を確認する手続が定められたにもかかわらず、委託契約に反映していなかったことによるものである。

地域ケア推進課においては、適正な契約書類を作成するとともに、貸付備品について廃棄の確認を確実に行われたい。

(地域ケア推進課)

(6) 福祉総合情報システムの確認について（行政運営事務）

敬老パスの交付決定や養護老人ホームへの措置等を始めとする本市の福祉事務所等における事務については、福祉総合情報システムによって電子計算機処理が行われており、名古屋市福祉総合情報システム運用管理規程にその運用のため必要な事項が定められている。この規程等によると、システムの利用を行う都度、アクセスログが自動採取され、生活保護情報や国民年金情報等を参照した「福祉連携情報参照状況」及び税情報を参照した「所得情報参照状況」等の特に重要なアクセスログについては、定期的にシステム利用管理責任者である各所属の課長による確認を行うこととなっている。具体的な確認方法としては、原則として課長級の職員がシステムにログインし、システムの画面で前月分の参照状況を当月中に確認することとされている。

参照状況の確認作業の実施状況について調査したところ、高齢福祉課、地域ケア推進課並びに千種区及び名東区福祉課においては、「福祉連携情報参照状況」及び「所得情報参照状況」のいずれについても、毎月の確認を行っていないかった。また、西区福祉課においては、「福祉連携情報参照状況」について確認を行っていたものの、「所得情報参照状況」については確認を行っていないかった。

高齢福祉課、地域ケア推進課並びに千種区、西区及び名東区福祉課においては、システムの不正な利用をけん制し、情報漏えいを防止するため、参照状況の確認を確実に行われたい。

(高齢福祉課、地域ケア推進課、千種区福祉課、西区福祉課、名東区福祉課)

(7) 敬老パス及び敬老手帳に係る交付等の事務について（行政運営事務）

本市では、65歳以上の希望者に対して所得に応じた負担金を徴収し、市営交通機関やゆとりーとライン等を無料で利用することができる敬老パスを交付している。また、65歳以上の者に対して、市立公共施設等の入場料減免の措置が受けられる敬老手帳を交付している。

敬老パス及び敬老手帳に係る事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 敬老パスに係る臨時乗車証交付の事務に不備のあるもの

名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「敬老パス施行細則」という。）等によると、敬老パス交付申請をした者が65歳に達する日までに当該申請者に敬老パスを交付することが困難であるときは、敬老パス臨時乗車証を交付することができる。

この場合、有効期限は申請者が敬老パス負担金を納付した納付日から30日後となるが、東区福祉課においては、有効期限を65歳到達日から30日後と誤って記載した臨時乗車証を交付していた。（東区福祉課）

イ 敬老パスに係る再交付の事務に不備のあるもの

敬老パス施行細則等によると、敬老パスが届いていないという郵送不着の申出があった場合、手数料を免除して再交付申請を受け付けることとなっている。

この場合、区役所等から依頼を受けた高齢福祉課が日本郵便株式会社へ調査を依頼して、その調査結果を再交付申請書に添付しておくという手順が定められているが、西区福祉課においては、高齢福祉課へ調査依頼を行うことなく、手数料を免除して再交付手続を行っていた。（西区福祉課）

ウ 敬老手帳に係る再交付の事務に不備のあるもの

(ア) 敬老手帳再交付申出書の提出を受けていなかったもの

敬老手帳再交付等実施要領等によると、敬老手帳の喪失により再交付を受けようとするときは、敬老手帳再交付申出書を提出するものとされているが、名東区福祉課においては、これを徴取することなく、敬老手帳を再交付していた。（名東区福祉課）

(イ) 従前の交付番号を引き続き使用していなかったもの

敬老手帳再交付等実施要領等によると、敬老手帳を再交付した場合の交付番号は原則として従前の番号によるものとされているが、天白区福祉課においては、従前の番号の有無にかかわらず、新たな番号によって再交付していた。

(天白区福祉課)

エ 敬老パスに係る返還及び還付の事務に不備のあるもの

敬老パス施行細則等によると、敬老パスの有効期間の始期から 6 か月に満たない期間内において当該敬老パスを返還する場合、既納の負担額の半額を返還することとされており、死亡による返還については、この還付の相手方は相続人となる。

福祉総合情報システムで死亡者と来庁した者の続柄が確認できない場合、戸籍等公簿で相続人となるか否かを確認することとされているが、千種区福祉課においては、口頭で来庁者に続柄を確認し、還付の手続を行っていた。

(千種区福祉課)

千種区、東区、西区、名東区及び天白区福祉課においては、敬老パス及び敬老手帳について、関係規定に従い適正な交付等の事務を行われたい。

なお、各所属においては、敬老パス及び敬老手帳の適正な交付事務について所属内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

(8) 老人福祉施設入居者に係る遺留金品の管理について（行政運営事務）

老人福祉法（昭和38年法律第 133号）においては、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者等について、市町村は、必要に応じて民間の老人福祉施設等に入所を委託すること等が定められている。この入所者が死亡した場合において、葬祭を行う者がいないときは、市町村が、入所先の老人福祉施設等にその葬祭を行うことを委託することができることとされており、この場合、死者の遺留の金銭及び有価証券等（以下「遺留金品」という。）を葬祭に要する費用に充てることができることとされている。本市では、当該遺留金品の保管及び管理を行う場合について、老人福祉法第27条による遺留金品取扱要綱（以下「遺留金品要綱」という。）等にその手続が定められている。

遺留金品の管理状況について調査したところ、以下のように、遺留金品要綱等に従った事務処理が行われていない事例が見受けられた。

ア 封筒等に入れ金庫等で保管している遺留金品について、福祉課長による封印がなされていなかったもの (千種区福祉課、名東区福祉課)

イ 歳入歳出外現金の保管金として受け入れ、払い出した遺留金について、歳入歳出外現金出納簿に登載していなかったもの (千種区福祉課)

千種区及び名東区福祉課においては、遺留金品要綱等に従い適正に管理を行われたい。

なお、各所属においては、福祉課長による封印及び歳入歳出外現金出納簿への登載を行うとともに、遺留金品の適正な管理について所属内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

(9) 機密情報の保護及び管理の方法について（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされており、機密情報が記録されている文書その他のものを外部に持ち出す場合に、情報の漏えいを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされている。

これらの規定に基づき、各課における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課長が策定しており、所管課長があらかじめ許可した機密情報を外部に持ち出す際には、機密情報外部持出し等記録簿に記録し、施錠可能なかばん等を使用することとされている。

機密情報の持出し状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 機密情報外部持出し等記録簿に持出しを記録していなかったもの (名東区福祉課)

イ 機密情報を持ち出す際に、施錠可能なかばんを使用していなかったもの (山田支所区民福祉課)

山田支所区民福祉課及び名東区福祉課においては、情報に関する定めに従い、適正に機密情報を取り扱われたい。また、内部統制に係る取組として、「庁外携行時の機密情報の紛失・盗難」を職場における主要な業務リスクとして認識

していたにもかかわらず、情報に関する定めが遵守されず内部統制に対する意識がいまだに浸透していない状況となっていることから、情報に関する定め等に従って適正に機密情報の持出しを行うというリスク対応策を職員一人ひとりに対し周知徹底し、内部統制を有効に機能させるよう努められたい。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（1）指定管理料の支出について（支出事務）

ア 名古屋市鯉城学園の指定管理料の増額変更について

名古屋市鯉城学園は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年度は休校となった。その結果、指定管理者が当初見込んでいた利用料収入を得ることができなくなったことを踏まえ、高齢福祉課は、指定管理者との協議により、収入予定額から支出不用額を差し引いた上で新型コロナウイルス対策経費を追加した金額を当初の指定管理料に増額して支出することとした。

指定管理料の増額分について調査したところ、収入予定額の算定において、一般開放利用料等の項目は過去2年の決算額の平均値を用いていたが、当該項目については、令和2年度においても収入があり、その収入額を差し引くべきところ決算額の平均値をそのまま用いて算定していた。

（健康福祉局関係分）

高齢福祉課においては、令和2年度の実際の収入額相当分について返還を受けるよう指定管理者と再度協議を行われたい。

（高齢福祉課）

イ 福祉会館の指定管理料の一部返還事務について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2年度において、福祉会館及び老人いこいの家（以下「福祉会館等」という。）は閉館措置や事業の縮小等の対応をとったことから、高齢福祉課では、福祉会館等の管理業務に関する基本協定書に基づき、指定管理料の一部について指定管理者より返還させることとした。返還金額の計算方法については、講師謝金等の報償費の不用額と光熱水費の前年度との差額を合算した金額を返還することとした上で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために執行した経費については返還額から差し引くことができるとされており、高齢福祉課は各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べに基づき指定管理料の返還金額の計算を行っている。

指定管理料執行状況調べについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) コロナ対策とは言えない経費が計上されていたもの

（社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会【名古屋市天神山福祉会館】、こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）

(イ) 光熱水費の計上が誤っていたもの

（こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）

（指定管理者分）

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会及びこどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアムにおいては、本市への提出書類について計上する内容及び金額をよく精査した上で適正に作成されたい。

（健康福祉局関係分）

上記の事例に加えて、名古屋市天白福祉会館において、コロナ対策とは言えない経費が計上されている事例が見受けられた。高齢福祉課においては、各指定管理者に対して返還すべき金額の返還を求めるとともに、適正に提出書類を作成するよう指導されたい。

また、今回の指定管理料の一部返還事務において、各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べを形式的に確認するのみで、領収書等の確認は行っていなかったことから、高齢福祉課においては、すべての福祉会館等において領収書等の確認を行い、指定管理料執行状況調べの内容が適正かどうか審査した上で、指定管理料執行状況調べの内容に誤りがあった場合には返還等の適切な処理を行うとともに、該当の指定管理者に対して適正に提出書類を作成するよう指導されたい。

（高齢福祉課）

（2）指定管理者が購入した備品の帰属について（その他）

本市では、各局室が指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして指定管理者制度の運用に関する指針（以下「指定管理者制度運用指針」という。）を定めている。

指定管理者制度運用指針では、市と指定管理者の協議により締結する基本協定書において、指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担等の取扱いを明記することとされている。

指定管理者が購入した備品の帰属等に関する条項及び管理状況について調査したところ、以下のとおりであった。

名古屋市鯉城学園の基本協定書及び仕様書によると、指定管理者が管理業務に必要な備品を経年劣化や毀損滅失以外の事由により任意で購入した場合については、「甲（本市）と乙（指定管理者）と協議を行い、乙の責任と費用で撤去、撤収するか、甲に引き継ぐかを決定するものとする」とのみ規定されていた。また、各福祉会館及び名古屋市総合社会福祉会館の基本協定書においても、これと同様の規定がなされているのみであり、いずれも基本協定書等に備品の帰属については明記されておらず、指定管理期間中に購入した備品に損害が発生した場合の責任の所在等が曖昧になっていた。

さらに、令和 2 年度に指定管理者が購入の通知を行った備品について、財務会計総合システムへの登録が行われていなかった。

（健康福祉局関係分）

高齢福祉課及び地域ケア推進課においては、指定管理者が任意で購入した備品の帰属を規定上明確にするとともに、本市に帰属する備品については、財務

会計総合システムへの登録を確実に行われたい。

(高齢福祉課、地域ケア推進課)

第6 意見

1 地域共生社会の実現に向けた取組について

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本市における65歳以上の人口は約60万人、高齢化率は25.7%に達すると推計され、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれている。このような状況を踏まえ、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、本市では、令和3年3月に、第8期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画である「はつらつ長寿プランなごや2023」を策定した。この計画に基づき、高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいるところである。

特に近年では、高齢、障害、子育て等の対象別・分野別の制度の狭間にある世帯や、8050問題等の複合的な課題を抱えた世帯といった必要な支援が行き届きにくい世帯に対する包括的な支援体制の整備も重要な課題となっている。これらの課題へ対応するため、令和2年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、各市町村における重層的な支援体制の整備事業が規定されたことから、本市では、各区に包括的な相談支援チームの配置を進めるなど、属性や世代を問わない重層的な相談支援体制の構築にも取り組んでいるところである。

また、地域内のつながりの希薄化が進み、高齢者をはじめとした支援を必要とする人の社会的孤立が問題となっているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により外出機会や人との関わりが減少している状況を鑑みると、早急に取り組まなければならない喫緊の課題と言える。

健康福祉局においては、重層的な相談支援体制の構築を通じて各機関の連携を強化するとともに、行政側から積極的に働きかけるアウトリーチ型支援や継続的に支援し続ける伴走支援を充実させ、支援を必要とする人を孤立させない、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に努められたい。

2 名古屋市鯉城学園の管理運営について

名古屋市鯉城学園（以下「鯉城学園」という。）は、高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高めるとともに、社会的活動への参加の促進に寄与することを目的として、昭和61年に開学された。平成18年度から指定管理者制度が導入され、現在は社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。

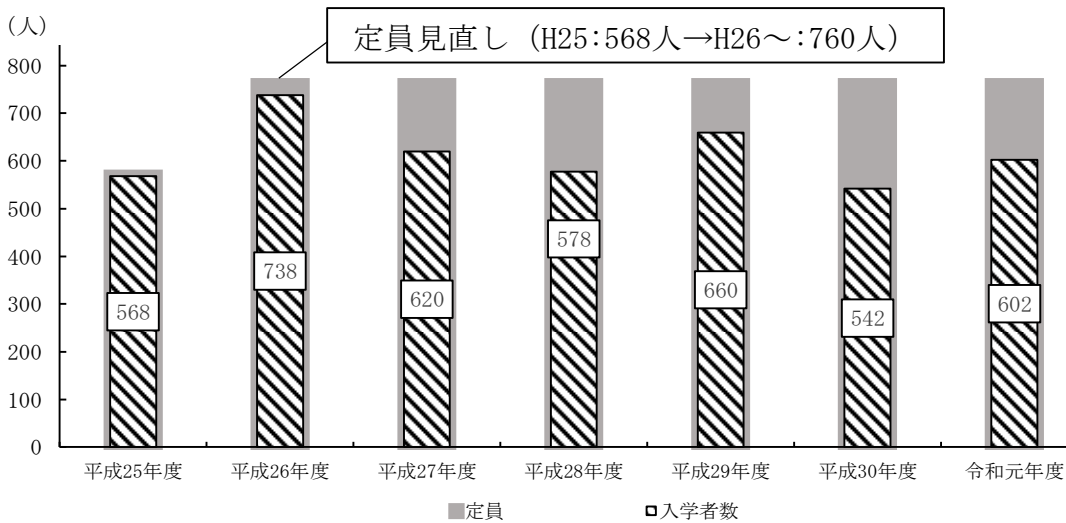
鯉城学園については、平成23年度に実施された行政評価（外部評価）において、市民判定員による判定が「廃止」とされたことから、有識者等で構成される社会福祉審議会に専門分科会を設置して今後のあり方が検討された。その結果、「本市が引き続き事業を実施することが適当であるが、他施設での代替可能性や自己負担額の引き上げ等の様々な問題点や課題が指摘されていることから、事業の継続にあたっては抜本的な見直しをその前提条件とすべき。」との意見具申がなされた。そのため、本市としては、定員の拡大、年額授業料の値上げ等により指定管理料を半減し公費負担を縮減するといった抜本的な見直しを前提に、指定管理者制度に基づく管理運営を継続することとした。

しかし、見直し後の状況について見ると、定員を拡大した初年度の平成26年度こそ定員近くの入学者数となったものの、定年延長等の高齢者雇用の一層の促進や価値観の多様化、高齢化による学生本人の体調不良の問題等の要因により、平成27年度以降は定員割れとなる状況が続き、授業料収入が見込みを下回るようになった結果、利用者負担率は減少傾向となっている。また、鯉城学園の指定管理においては、授業料は利用実費として指定管理者が徴収し、事業の実施に充当することとされており、管理業務に必要な経費から授業料等の収入を差し引いて指定管理料が算出されているが、募集要項において授業料収入の見込みは定員で積算しなければならないとされているため、定員割れに伴い不足する財源は結果的に指定管理者が補填している状況となっている（図 1及び表 3参照）。

指定管理者による補填が継続している現状のままでは、今後も鯉城学園を安定的かつ継続的に運営していくことは厳しい状況であり、次期指定管理者の選定にも影響を与えることが思料されるところである。次期指定管理者の選定が令和 4 年度に実施されることから、健康福祉局においては、鯉城学園の管理運営に係る

指定管理者の収支の改善に向けて、定員や運営経費の見直し等の具体的な方策を早急に検討されたい。

図 1 鯉城学園の定員、入学者数の推移



(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和 2年度及び令和 3年度は休校した。

表 3 鯉城学園の指定管理に係る収支状況の推移

(単位：千円、単位未満切り捨て)

区分	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2	
支出 (管理運営経費)	132,351		135,474		138,681		132,627		134,241		135,716		134,535		108,055	
人件費	90,660		80,560		80,889		81,033		77,959		80,279		78,653		74,848	
物件費	41,690		54,914		57,792		51,594		56,281		55,436		55,882		33,207	
収入	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
	132,351		135,474		138,681		132,627		134,241		135,716		134,535		108,055	
指定管理料 (公費負担分)	100,550	76%	78,659	58%	54,949	40%	50,711	38%	52,234	39%	59,219	44%	59,768	44%	94,899	88%
授業料収入等 (利用者負担分)	28,418	21%	47,724	35%	65,044	47%	57,891	44%	59,055	44%	55,731	41%	49,760	37%	0	0%
その他収入	2,151	2%	7,390	5%	8,258	6%	7,465	6%	7,243	5%	6,834	5%	6,874	5%	982	1%
指定管理者 補填分	1,230	1%	1,700	1%	10,429	8%	16,559	12%	15,708	12%	13,931	10%	18,132	13%	12,173	11%

(注) 令和 2年度は休校となったことにより見込んでいた収入が確保できなかったため、年度途中で指定管理料を増額している。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市天神山福祉会館（所在地：西区花の木三丁目18番12号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：西区花の木二丁目18番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 生活相談及び健康相談等の事業の実施等に関すること
- ② 老人福祉センターの利用許可に関すること
- ③ 老人福祉センターの維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
延べ利用者数	49,910人	45,943人	1,933人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月30日の間、同年 8月11日～11月 1日の間及び令和 3年 1月15日～ 2月28日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	33,759	管理運営費 (人件費を含む)	31,355
収入合計	33,759	支出合計	31,355

2 名古屋市中川福祉会館（所在地：中川区八幡本通 2丁目40番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム
- ・代表者名称：特定非営利活動法人こどもNPO
- ・代表者所在地：緑区乗鞍 2丁目1717

(2) 主な指定管理業務

- ① 生活相談及び健康相談等の事業の実施等に関すること
- ② 老人福祉センターの利用許可に関すること
- ③ 老人福祉センターの維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
延べ利用者数	44,344人	37,746人	2,816人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月30日の間、同年 8月11日～11月 1日の間及び令和 3年 1月15日～ 2月28日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	34,175	管理運営費 (人件費を含む)	33,505
収入合計	34,176	支出合計	33,505

3 名古屋市港福祉会館（所在地：港区寛政町 7丁目28番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：港区社協・名古屋おやこコンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：港区港楽二丁目 6番32号

(2) 主な指定管理業務

- ① 生活相談及び健康相談等の事業の実施等に関すること
- ② 老人福祉センターの利用許可に関すること
- ③ 老人福祉センターの維持管理及び修繕（原型を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
延べ利用者数	40,656人	35,790人	5,383人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月30日の間、同年 8月11日～11月 1日の間及び令和 3年 1月15日～ 2月28日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	36,308	管理運営費 (人件費を含む)	32,083
収入合計	36,308	支出合計	32,083

4 名古屋市鯉城学園（所在地：中区栄一丁目23番13号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・所 在 地：北区清水四丁目17番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 学園を一般の利用に供すること
- ② 学園の施設の使用の許可に関する事
- ③ 学園の施設の使用料の徴収に関する事
- ④ 学園の維持管理及び修繕（原型を不ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
入学者数（定員： 760人）	542人	602人	—

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和 2年度は休校した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料 その他収入	94, 899 982	管理運営費 （人件費を含む）	108, 055
収入合計	95, 882	支出合計	108, 055

5 名古屋市総合社会福祉会館（所在地：北区清水四丁目17番 1号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：北区清水四丁目17番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 会館を一般の利用に供すること
- ② 会館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 会館の施設の使用料の徴収に関すること
- ④ 会館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
会議室等利用件数	3,478件	3,432件	2,516件
会議室等利用延人数	59,422人	57,633人	25,120人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 4月10日～ 5月31日の間は臨時休館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	28,334	管理運営費 （人件費を含む）	27,538
収入合計	28,334	支出合計	27,538